内子町ＬＩＮＥ公式アカウント運用方針（案）

１ 目的

内子町ＬＩＮＥ公式アカウントを活用した情報配信・自動回答システムは、以下の目的のために活用します。

（１）内子町（以下「町」という。）が扱う情報の中でも、緊急性の高い情報（災害・防災情報など）及び広く町民に周知したい情報について配信を行うこと。

（２）町公式ホームページから情報を探すための補助的機能として活用することで、必要とするページ・情報へたどり着きやすくすること。

２ アカウント情報

（１）ソーシャルメディアサービス名：内子ＬＩＮＥ公式アカウント

（２）アカウント名：内子町

（３）アカウントID：@uchikotown

３ 送信内容

（１）施策や事業に関する情報

町が直接（主催・共催のほか、委託・指定管理含む）執行・実施するもの

（２）町民生活の安全や安心に関わる情報

災害・防犯など、町民の安全、いのち、健康等に関わる情報で、気象・環境・警察・消防を管轄する公官庁から発出される情報

（３）その他（事業やイベント情報を除く）

上記の以外のもので、町が町ＬＩＮＥ公式アカウントを用いて配信することが特に必要と認められた情報

４ 管理者

　企画情報課

５ 通報・情報提供について

　ＬＩＮＥによる町民からの通報・情報提供の受け付けは行わない（従来通り電話での通報・情報提供を依頼するものとする）。

６ 注意事項

町が町ＬＩＮＥ公式アカウントに掲載する個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権は、町あるいは原著作者等に帰属します。町ＬＩＮＥ公式アカウントの内容について、「私的利用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

７ 免責事項

（１）町は、利用者が町ＬＩＮＥ公式アカウントを利用したこと、または利用できなかったことによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

（２）町は、町ＬＩＮＥ公式アカウントに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

（３）町ＬＩＮＥ公式アカウントは、ＬＩＮＥヤフー株式会社のシステムによって運用されています。ＬＩＮＥヤフー株式会社のシステム運用や技術的な質問に関しては一切お答えすることができません。

（４）町は、予告なく当該運用方針の変更や運用方法の見直し、または中止をする場合が

あります。

８ 問い合わせ

内子町企画情報課　広報・広聴係

電話　０８９３（４４）６１５１

電子メール　kikaku@town.uchiko.ehime.jp